

3月2日（第1号）

○議長 宮城清政君 ただいまから平成30年第1回南風原町議会定例会を開会いたします。

開会（午前10時00分）

○議長 宮城清政君 開会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、平成30年度の当初予算を審議する重要な議会であります。本日までに提出された案件は、平成30年度の一般会計予算を初め、国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業、土地区画整理事業、農業集落排水事業の各特別会計予算5件と条例案件9件、その他の議案5件、選挙1件、諮問4件、報告2件、ほかに陳情1件で、合計28件が予定されております。また、追加議案としまして、後日、平成29年度一般会計の補正予算及び各特別会計の補正予算等が提出されることになっております。したがって、会期も本日から27日までの26日間を予定しております。会期日程表及び議案等の取り扱いについては、去る2月22日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので、各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査または調査の報告がなされるようお願いいたします。この際、町長初め、執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう、また、可能な限り休憩を少なくするようお願いをいたします。議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいと思っております。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には特に資料提供やわかりやすい説明方法に努めていただきたいと思っております。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合にその理由を明らかにする等に留意をしていただきたいと思っております。次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算等の場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしく申し上げます。

おわりに、議員各位におかれましても、議案審議がスムーズに行われますよう、また、適正妥当な議決に達せられますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 上原喜代子議員、13番 玉城 勇議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2． 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの26日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は26日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3． 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3． 議長諸般の報告を行います。平成29年第4回定例会から今日までの諸般を報告いたします。事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。主な事業につきまして報告をいたします。まず1ページ、1番目、12月1日に県町村議会議長会定例役員会が自治会館で行われました。同じく8番目、12月25日に北中城村議会の皆さんが議会改革について行政視察がございました。2ページ、9番目、12月26日に区長会との意見交換会の要望1件と報告3件を町長及び教育長に提出をいたしました。同じく14番目から16番目、1月11日に県町村議会議長会定例役員会総会、南部地区関係団体合同新年懇親会がパンフィックホテルで開催されました。3ページ、20番目、1月16日に町内各種団体等の役員球技大会懇親会が開催されました。同じく21番目、1月22日に広島

3月2日（第1号）

県呉市議会市民フォーラムの皆さんの子どもの貧困対策についての行政視察がありました。同じく23番目、1月29日に福岡県水巻町、水清会、有心会の皆さんの議会基本条例についての行政視察がございました。4ページ、28番目、2月7日に神奈川県愛川町議会、愛政クラブの皆さんの景観計画についての行政視察がございました。同じく29番目、2月8日に山口県光市議会、新風会の皆さんの議会改革についての行政視察がありました。同じく33番目、2月16日に同じく山口県の下関議会、みらい下関の皆さんの観光アプリについての行政視察がありました。5ページ、35番、36番目、県町村議会議長会の定例理事会、定例総会が開催され、全国の27年在職者、15年在職者、県の11年在職者の伝達式が行われ、本町から6名の議員が表彰されました。本会議終了後に伝達をしたいと思います。38番目、2月22日に沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が本町の黄金ホールで開催されました。後につきましては、各自ご一読くださるようお願いを申し上げます。

次に、東部消防組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、東部清掃施設組合、南部広域行政組合、後期高齢者医療広域連合の各一部事務組合議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月出納検査結果の11月、12月、1月分の報告書及び平成29年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等の監査結果報告、それから教育委員会から平成28年度教育事務点検評価報告書が、それから…。

休憩します。

休憩（午前10時10分）

再開（午前10時10分）

○議長 宮城清政君 再開します。

教育委員会から平成28年度教育事務点検評価報告書が配付されております。各自ごらんになっていただきたいと思います。

次に、平成29年第4回定例会後に受理しました陳情1件については、2月27日に配付しました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

以上をもって諸般の報告といたします。

#### 日程第4．町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありますのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町長にかわりまして私のほうから町政一般報告をさせていただきます。初めに、総務部総務課関係について申し上げます。昨年12月9日に南風原町内の環境美化の促進と美化啓蒙活動として第17回ちゅら島一斉清掃を開催しました。町内外の事業所の皆さんを中心に660名の参加がある中、黄金森公園周辺の草刈りと清掃を行っていただきました。新年を迎えた1月4日に町新年宴会を中央公民館で行い、1部と2部合わせて447名の参加がありました。2部では、平成29年中に叙勲授章された7名の授章祝賀会もあわせて行い、多くの皆さんがその栄誉を祝福しました。1月7日に町成人式を中央公民館で開催しました。お揃いの袴や華やかな振り袖に身を包んだ新成人382名が、大人の仲間入りをしました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。第三次南風原町行政改革大綱が最終年次となることから、庁内の行政改革推進本部会議で第四次行政改革大綱を作成し、昨日外部委員で構成する町行政改革推進委員会に諮問を行いました。予定としては、今月中に答申を受け策定する予定です。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。保育園整備について、マイフレンズ保育園の増改築工事とはなぞの保育園の分園は、4月1日の開園に向けて順調に進んでいます。やまびこ保育園の認可化は、接続道路の変更手続きに不測の日数を要したため、開園を7月1日とし取り組みを進めています。町子ども・子育て支援事業計画については、保育を必要とする子供の数が大幅にふえたことにより計画を見直す必要が生じたため、南風原町子ども・子育て会議へ計画変更について諮問を行いました。3月1日に同会議から平成32年度までに待機児童を解消するため定員90名の保育園を3園新設する計画案の答申をいただきました。同会議の答申を参考に待機児童解消に向け取り組みを推進してまいります。

次に、国保年金課関係について申し上げます。2月2日に平成29年度国民健康保険理事者等特別研修会が開催され、沖縄県から新国保制度改革の重要な柱である国保事業費納付金・標準保険税率の算定結果を含む平成30年度からの国民健康保険制度についての説明が

3月2日（第1号）

ありました。その中で、県も国保の保険者となり財政運営の責任主体となることから、市町村から県に対し、県独自の財政支援を求めるとともに、沖縄県国保の特殊事情に対する国への支援要請を続けてほしいことを再度要望しました。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係について、低炭素社会化事業の防犯灯LED化整備工事は、町内を2工区に分けて工事を行い、今年度分の工事については3月中旬の完了を予定しています。山川地区農業用排水施設整備は、年度内の配水管工事完成に向け取り組んでいます。撤去工を含む全ての工事は5月末完了の予定です。計画関係について、景観計画策定に向けた住民意見交換会を昨年11月20日から12月21日の間に町内12字で行いました。今年度中の計画案策定に向け取り組んでいます。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業について、町道5号線の物件調査委託業務は12月18日に完了し、用地物件補償の契約に向け取り組んでいます。町道10号線は共同住宅の用地物件補償契約を12月22日に行いました。町道73号線は2件の用地物件補償の契約に向け取り組んでいます。街路事業について、宮平学校線の道路台帳委託業務は2月26日に完了しました。津嘉山中央線、津嘉山中央線（2工区）は、12月21日に物件調査委託業務3件の契約を行い、2月9日に1件、2月19日に2件が完了しました。また、津嘉山中央線の用地物件補償は12月20日に1名の方と契約を行いました。公園整備事業について、黄金森公園の工事は12月22日に2件の契約を行いました。先に契約しました工事2件については12月、18日と1月29日に完了し、残り3件の工事については3月2日に完了しました。津嘉山公園は10月30日に工事契約を行いました。園路整備工事が2月27日に完了しました。石油貯蔵施設立地対策等事業について、宮平川上流の側道舗装整備工事を9月25日に契約を行い、12月14日に完了しました。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業の工事について、平成29年12月27日に造成工事2件、1月25日に道路工事1件と造成工事1件、2月21日に道路工事1件が完了しました。物件移転は、2月末現在で21件契約の内9件が完了し、残りについて早期転移に向けて取り組んでいきます。また、下水道事業の工事については、1月9日に繰越工事で進めていました津嘉山地内の雨水・汚水整備工事外1件、1月31日に区画整理区域内の污水管布設工事1件を完了しました。施工中の工事についても早期完了に向けて取り組んでまいります。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、1月27日と28日に、おきなわ花と食フェスティバル2018が開催され、園芸関係表彰の花き品評会においてストレリチアの金賞とあわせて3つの賞を受賞しました。野菜と果樹品評会においては、カボチャの金賞を筆頭に他品目でも3つの賞に輝きました。また、同時開催されたおきなわ島ふどぐらプリにおいて美ら卵養鶏場のたまごパウンドケーキが最優秀賞に輝きました。市町村コーナーでは、カボチャ、スターフルーツなどの農産物や、マンゴー等使った加工品の試食も提供され、農家協力のもと本町の特産品を広く紹介することができました。また、2月11日、25日の両日にJAおきなわ津嘉山支店、南風原支店のまつりが開催され、さとうきび・野菜・果樹・花きの各生産部会員による特産品の紹介による盛り上がりの中、はえるん・美瓜くん、ビュウリーズも出演・参加するなど、町内外の多くの方へPRすることができました。商工関係については、2月10日、11日の両日に南風原物産展実行委員会主催による第9回南風原物産展がイオン南風原店で開催されました。町内の特産品を一堂に集めた物産販売や関係団体の協力により多彩なイベントを取り組むことができ、南風原町を広くPRすることができました。また、オープニングの舞台においては、南風原町地域ブランド認定商品の認定証交付式が行われ、イベントに参加した多くの観客を魅了しました。また、2月19日に、平成29年度の琉球かすり後継者育成事業の閉校式が開催され8名の皆様は約8カ月間の研修を修め、後継者として修了証の手交式が行われました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。教育事務点検評価審議会で、平成28年度教育委員会事務事業の点検及び評価を行い、今議会定例会に報告書を提出しました。1月23日に町長と町教育委員による南風原町総合教育会議を行い、平成30年度一般会計当初予算（教育部）に関する意見書について協議しました。1月2日と3日に南星中学校と南風原中学校の運動場で第19回町長カップ蹴球大会が開催され、一般12チームの参加がありました。1月7日、第38回新春マラソン大会が開催され、あいにくの雨模様でありましたが、町内外から410人の参加がありました。2月4日から10日まで、名古屋グランパス春季キャンプが黄金森公園陸上競技場で行われました。キャンプ初日には風間八宏監督ほかコーチ陣によるサッカー教室が開催され、町内のサッカークラブに所属する小学生

3月2日（第1号）

約120人とともに汗を流し、交流を深めました。また、キャンプ期間中は3試合のトレーニングマッチが行われるなど、県内外より約1万人が訪れております。2月4日に第10回町長杯小学生交流バレーボール大会及び第12回町長杯家庭婦人バレーボール大会を翔南小学校体育館で、町長杯バドミントン大会を南星中学校体育館で開催しました。小学生交流バレーボール大会には3小学校11チーム、家庭婦人大会には5チームの参加がありました。バドミントン大会にはジュニアシングル、一般ダブルス合わせて201人の参加がありました。2月17日と18日に第8回町長杯サッカー小中学生大会を黄金森公園陸上競技場で開催し、町内外から12チームの参加がありました。

次に、学校教育課関係について申し上げます。12月10日、教育の日に学力向上推進の一環で、午前中は学校公開として授業参観及び学力向上推進実践発表会、午後には琉球史家の賀数仁然さんによる教育講演会と児童生徒137名に教育長表彰を行いました。12月16日、南星中学校創立30周年記念式典・祝賀会が同校体育館で、多くの関係者の出席のもと盛大に開催されました。幼稚園では12月17日に生活発表会、学力向上推進実践発表会が多数の保護者出席のもと行われました。1月17日に、イオン琉球株式会社よりご当地WAONカード350枚の贈呈がありました。同カードを小中学校教職員の出退勤システムで活用しています。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。1月21日に文化センターで「青春は今なおフォークソングの中に」と題した第26回新春演芸会を開催し、ギターの弾き手と観客が声を合わせ、懐かしのメロディに聴き入りました。2月3日と4日に第11回自治公民館活動実践発表会、第40回生涯学習・公民館まつりを開催しました。3日は4自治公民館実践発表会、各自治公民館サークルの舞台発表、4日は公民館サークルの28演目の舞台発表がありました。作品展示も両日行われ、2日間にわたり多くの公民館利用者やその家族等が来場し大いに賑わいました。2月25日に第33回子ども会まつりが黄金ホールで開催され、単位子ども会で地域での体験を発表することで郷土愛を学び、10種類のゲームに参加することで連帯感を身につけました。以上を申し上げ、平成30年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。

別紙で12月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしておりますのでお目通しをお願いします。以上で町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上をもって町政一般報告を終わります。

## 日程第5. 町長の施政方針

○議長 宮城清政君 日程第5. 町長の施政方針となっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

○町長 城間俊安君 おはようございます。では、平成30年度施政方針。平成30年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信を申し上げ、町民の皆様はじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに 私が町民の皆様からのご信任をいただき、町政運営を付託されてから5期20年が経過しようとしております。就任以来一貫して「子どもたちには愛を、若者には夢と希望を、お年寄りには安らぎを」を自らの信条とし、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、みんなにとって「住み良いわくわくするまち南風原町」をつくるため、協働のまちづくりを推進してまいりました。この間、様々な行政課題を抱えながらも町政運営に誠心誠意全力で取り組んでまいりました。特に、2000年沖縄サミット時にカナダクレティエン首相の招致、同国レスブリッチ市と友好都市締結、第四次総合計画で掲げた4大プロジェクト①黄金森公園の整備推進、②町立文化センターの整備と平和学習の充実、③総合保健福祉防災センターの整備と地域保健福祉活動の推進、④津嘉山北地区における土地区画整理事業の推進、そして、那覇・南風原クリーンセンター本格稼働、各種証明書のコンビニ交付開始、子ども医療費中学生まで無料化（現物給付）等が実現できたことは、ひとえに町民の皆様、議員各位のご理解、ご協力に支えられた結果であり衷心より感謝し、今後とも町行政運営に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、平成30年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 「第五次総合計画」の将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」に向けて、地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任を持って暮らす町民が、個々の思いを表し、意見を交わし、夢や目標を実現していく、そのようなまちづくりを目指して諸施策を展開してまいります。その基本理念の「平和」、「自立」、「共

3月2日（第1号）

生」の実現については、世界の恒久「平和」を願う町民の心を内外へ発信する平和行政に取り組んでいくとともに、新たな時代の潮流の中で、「自立」できる活力、地域力のあるまちづくり、そして、まちの様相が移り変わる中で改めて自然との調和、人と人のつながりを大切に「共生」した暮らしを創造していくまちづくりを目指してまいります。みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて 協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場をとおして町民一人ひとりがともに考え、助け合い、支え合って創意と工夫で地域力を高め積極的にまちづくりに参画できるよう取り組んでまいります。そのためにも地域活動の現状と課題を意識し、自治会との連携を図っていきます。町民と行政の情報共有については、広報紙をはじめ町ホームページや電光掲示板等あらゆる手法を活用し、わかりやすく的確な情報発信を推進してまいります。また、各種委員会等への住民参画を促し、引き続き町民の皆様のご意見が町政に最大限に反映される仕組みづくりに努めます。

きらきらと輝く人が育つまちについて 子ども達の「生きる力」と主体的な行動を育てていくために、「家庭教育」、「ふるさと教育」、「学校教育」を通して、自ら考え、決め、行動できる人づくり、人と人のつながりを育む環境づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組んでいきます。幼稚園から小中学校まで空調設備を整備する「幼稚園空調機設置事業」、「小学校普通教室改善事業」、「中学校普通教室改善事業」で快適な教育環境の整備を進めます。幼稚園教育、保育については「専任園長」、「保育時間の延長」、「給食提供」、「土曜日・夏休み等長期休暇期間の預かり保育」、「幼稚園体育活動充実事業」を実施し、より一層の幼稚園教育及び保育の充実を図ります。学校給食については、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育を推進してまいります。地域を愛する町民を育成していくために、中央公民館はその中核として地域と町民を繋ぐ役割を果たしてまいります。文化センター・沖縄陸軍病院南風原壕群を、文化活動・平和学習・交際・観光の拠点として、観光関連事業と連携し事業を推進してまいります。「青少年の国際交流」は中学生をハワイへ派遣します。また海外移住者子弟を南米から受け入れ親戚や町民との交流を図ります。スポーツ振興として、黄金森公園施設を活用しての、スポーツキャンプ誘致等を図るとともに、スポーツに関する技術力・意識の向上に取り組んでまいります。また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して、「幼稚園空調機設置事業」、「学習支援員・特別支援教育支援員配置事業」、「学校ICT推進事業」、「北丘小学校西側避難通路整備事業」、「津嘉山小学校南側避難通路整備事業」、「子ども平和交流事業」、「伝統芸能保存育成事業」等を引き続き実施してまいります。

ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて 子育てをしている保護者から高い評価を受けている子ども医療費の現物給付については、子どもの貧困対策と長期的に見た医療費の削減にも寄与しますので、今年度も引き続き実施してまいります。保育所入所に係る待機児童対策については、南風原町子ども・子育て会議の答申を基に、新たに90名定員の保育園を3ヶ所整備していく予定であります。引き続き、保育の受け皿の確保に努めてまいります。子どもの貧困連鎖の打破に向けては、引き続き子ども元気支援員2人の配置と、居場所となる子ども元気ROOM2ヶ所を設置し、支援が必要な子どもをしっかり支え、子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう取り組みを推進してまいります。国民健康保険事業の運営については、制度創設以来の大改革のスタートの年であり、県が保険者として国保運営に参画し、財政運営の主体となることから、県との連携を強化し、新制度の円滑な施行と国民健康保険の安定的な運営を目指して取り組んでまいります。また、危機的な沖縄国保の財政状況の解決に向けては、引き続き沖縄の特殊事情に配慮した制度設計の構築等を国へ要請していくとともに、県においても市町村国保への支援に取り組んでもらえるよう要請してまいります。町民の健康づくりについては、妊娠期から高齢期まで、ライフステージの健康課題を踏まえた生涯にわたる健康づくりへの支援体制を推進し健康長寿の実現を目指してまいります。その取り組みの一つとして一括交付金を活用し、学童期における生活習慣予防の取り組みを継続してまいります。また、子ども・子育て支援交付金を活用し、妊娠婦から子育て期までの切れ目のない支援の充実強化に取り組んでまいります。高齢者福祉、障がい者福祉については「第8次南風原町高齢者保健福祉計画」、「第4次南風原町障がい者計画」に基づき、各種サービスの充実や相談支援体制の強化を図り、社会参加や自立を支える支援体制を確立し、町民がともに支えあう共生社会の実現を目指してまいります。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 次に産業の振興についてであります。住宅リフォーム支援事業については、住宅の質の向上を目的する事業として、バリアフリー改修工事、省エネルギー改修工事及び耐久性向上改修工事への支援を実施してまいります。

3月2日（第1号）

農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。拠点産地であるかぼちゃの増産支援のためのミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入、ビニールハウス、井戸設置の補助などの助成を実施するとともに、新規就農一貫支援事業や農業・農村の6次産業化支援事業等の活用による生産施設の整備等を促すことで、生産農家を支援し農業経営基盤の強化に努めてまいります。また、ファーマーズマーケット南風原「くがに市場」の集客力向上への支援、付加価値の高い農産物の生産や出荷体制の強化が図られるよう、関係機関との連携や病害虫、自然災害等の被害を未然に防止する対策に必要な農業用資材の購入助成と併せて、販路拡大に向けた取り組みを支援することで農業経営の振興を図ってまいります。担い手育成などにおいては、南風原町農業委員会の農地利用最適化推進委員、JA、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地を解消し、農地の確保・集積を行うとともに、農業次世代人材投資資金交付金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組んでまいります。基幹作物であるサトウキビ振興については、病害虫対策や収穫機を活用した利用者に対する補助等による生産振興を図ります。花き振興については、花き拠点産地協議会等の検討会を開催し、新たな品目への取り組みの強化や導入支援に努めるとともに、ストレチア立ち枯れ対策の強化を促進してまいります。果樹振興については、補助を活用した施設導入への取り組みや販路の拡大に努めるとともに、圃場拡大・増産等を図り、果樹生産農家の経営基盤の強化に努めてまいります。畜産振興については、生産基盤の整備と経営の安定化を図るため一括交付金などを活用した事業と併せて、家畜公害・環境保全対策事業や家畜伝染病予防事業の取り組みを推進してまいります。中小企業小規模企業振興については、町商工会と連携し町内中小企業の経営基盤の強化、創業の促進が図られるよう支援するとともに、町商工会の強化や地域経済の活性化発展に努めてまいります。また、「南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、町内事業所との協議会等を活発化させるとともに、本町の事業所に対する振興策の充実、強化に努めてまいります。併せて、本町への企業立地の促進や支援、人材サポートセンターの取り組みを強化し、町民の雇用拡大を図ってまいります。伝統工芸産業振興については、琉球絣・南風原花織の生産技術の向上、担い手の育成及び「地域ブランド構築・展開プロジェクト」等によるブランド化に努め、工芸品の価値を高めるための取り組みを行うとともに、販路の拡大等を琉球絣組合と連携し取り組んでまいります。観光振興については、沖縄県の重要産業であり、魅力ある観光で地域が潤うまちを目指し、観光客の誘致につながる、新たな魅力ある観光資源の創出や観光発信としてのプロモーション方法の調査・研究、観光まちづくり人材の育成に取り組んでまいります。また、観光協会と連携して観光施策推進の体制を強化し観光振興に努めてまいります。

みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて

急速な都市化が進展する本町にあって自然環境と共生するまちづくりは防災や地域経済の活性化にもつながる重要な要素です。地域と協働した防災・防犯体制の連携を図り、安全・安心のまちづくりに努めます。また、道路事業については、町道10号線・町道5号線の用地取得を進め、町道73号線は本年度より工事を進めてまいります。街路事業については、津嘉山中央線・津嘉山中央線2工区とも用地取得と物件補償を進め、津嘉山中央線においては本年度より工事も併せて進めてまいります。公園整備については、黄金森公園の用地取得と施設整備を進め、津嘉山公園は多目的広場の整備を進めてまいります。津嘉山北土地区画整理事業については、旧津嘉山ハイツの土地利用が早期に有効活用が図られるよう同区域と周辺の宅地造成及び道路の整備を進めてまいります。また、事業費の確保を図るため引き続き保留地処分に取り組んでまいります。環境整備については、宮平の地区計画区域内にある道路の整備に向けて取り組んでまいります。下水道事業の污水整備については、津嘉山北土地区画整理事業区域を重点地区として整備を進めてまいります。雨水整備では、引き続き照屋地内の整備を進め、浸水解消を早期に図れるよう取り組んでまいります。

公共下水道への接続促進を図るため国の補助制度を継続するとともに、併せて普及活動を強化してまいります。また、農業集落排水の普及活動についても引き続き未接続世帯への普及活動を強化促進してまいります。計画関係については、那覇空港自動車道南インター周辺の土地利用構想について、関係者と連携し、取り組みを促進します。また、南風原町らしい景観の保全・再生など、景観づくりの指針となる南風原町景観計画の策定を行います。また、交通安全施設整備については、カーブミラーの設置や横断防止柵の整備、既存の安全施設の修繕及び道路路面の区画線の補修を引き続き行い、交通安全対策を講じてまいります。

3月2日（第1号）

環境と共生する美しく住みよいまちについて ごみ処理にかかる指定ごみ袋の料金改定をおこないますが、町民の利便性向上のため指定袋の形状変更と有害・危険ごみ袋の廃止をいたします。また、平成26年度から10年計画で策定した「南風原町一般廃棄物処理基本計画」の5年目の見直しを行い、現状に見合ったごみ減量化と資源化・再利用を促進し循環型社会の形成に向けた取り組みをおこないます。「はえばる版リサイクルループ」事業の一環である廃食用油のBDF製造を中止し、バイオマス発電をおこなう事業所へ販売しサーマルリサイクルへ転換を行います。今後も「はえばる版リサイクルループ」事業を中心に、町民、NPO、企業・事業所等との連携及び情報共有をおこなってまいります。また、「はえばるエコセンター」を活用した各種環境講座、次代を担う子どもたちへ学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ってまいります。町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めてまいります。沖縄の貴重な自然環境を残し、エコアイランド沖縄を目指すため、町民の具体的な活動への支援と環境意識の啓発を図ってまいります。また、「南風原町地球温暖化防止実行計画」、「南風原町地域新エネルギービジョン」に基づき公共施設等の省エネ対策を進め温室効果ガスの排出抑制を積極的に推進してまいります。省エネルギー設備の導入による環境負荷の少ない低炭素社会の実現を図るため、既設水銀灯・蛍光灯のLED灯への切り替えを引き続き実施してまいります。ごみの不法投棄等については、町内の不法投棄発生箇所を中心にパトロールを行うとともに、立て看板等を設置し生活環境の保全に努めてまいります。

健全な行財政運営について 将来にわたり、安定した行政運営を行うため、必要なサービスの「選択と集中」を行うとともに、限られた行政資源を「効率的で効果的に」活用してまいります。また、安定的で健全な財政構造を構築する必要から、より一層高いコスト意識を持って経費全般にわたる縮減合理化を図ります。高度化・多様化する町民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、南風原町職員人材育成方針に基づく人材育成を推進します。

予算編成について 平成30年度の予算編成につきましては、平成30年度から5年間を計画期間とする「南風原町中期財政計画」を基に、第五次総合計画に掲げた「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、引き続き一括交付金の活用に工夫を凝らし、積極性を失わずに実効性を担保する経費の確保を念頭に「選択と集中」による予算編成を行っております。今後も引き続き、子育て支援・教育の充実を図り、福祉向上、産業振興等、町民ニーズに応えた事業を実施し、「住みたいまち、住み続けたいまち南風原」のブランド力を高めてまいります。

平成30年度の各会計予算編成の内訳は、一般会計133億4,870万円、特別会計57億9,019万7,000円、全会計合計191億3,889万7,000円となっております。

おわりに 以上、平成30年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べてまいりました。予算以外の審議案件として議案20件、また、追加議案として数件提出する予定であります。平成29年度補正予算の議案につきましては、先議案件とさせていただきます議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。最後に、私がこれまで、諸課題の解決に向けた事業展開や施設整備を行い本町発展の取り組みができたことは、ひとえに議員各位、国県をはじめとする関係機関、そして何より町民のみなさんのご理解とご支援のお陰であり、心より御礼と感謝申し上げます。5期20年間誠にありがとうございました。平成30年3月2日、南風原町長 城間俊安。

○議長 宮城清政君 以上をもって町長の施政方針を終わります。

休憩します。

休憩（午前10時56分）

再開（午前11時08分）

○議長 宮城清政君 再開します。

## 日程第2．議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

3月2日（第1号）

ます。提案理由としまして、労働基準法による勤務1時間当たりの給与額算出方法に改めること及び特定職員の給料月額減額支給等を廃止するため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。お手元に議案第2号資料ということで概要をお配りいたしております。今回の改正は、先ほどの提案理由でも副町長が申したとおり、勤務1時間当たりの給与算出の時給計算のベースが変わるということと、特定の級以上の職員、6級以上ですが、減額支給をしておりましたが、その廃止という2点でございます。まず、1点目の改正でございますが、これは労働基準法第37条ということで、これは勤務1時間当たりの給与の算出方法を、現在年間2,015時間としています。式については改正前の国家公務員に準拠した方法ということで、38.75時間、これは週の時間でございますが、これを52週、月例給の12月で割るという式です。その方法から下段のほうの改正後です。まず分母のほう、分子は一緒でございますが、勤務する日数、時間数、それから国民の祝日、その祝日が日曜日に当たった場合の振替休日、それを控除するというです。結果、現在2,015時間の年間時間が1,876ということで、時間給にするとそれだけ時給が高くなるという計算になります。時給を求める場合は時間外勤務、休日勤務手当の支給、それから何らかの減給が発生したときの時間給、それから制度としては育児とか介護の時間短縮の勤務がございますので、そういう場合の計算の基礎となるということでございます。

2点目でございますが、これは附則の第6項から9項でございますが、6級以上の職員、これは管理職です、課長以上、それは現在、今月まででございますが、基本給の給与額に0.2%減額して支給しておりました。これは期末手当、勤勉手当の算出の基礎も同じ考え方です。これが平成26年の人事院勧告で平成30年度より廃止してくださいというのがございましたので、4月1日から、平成30年度からは撤廃するという、今回の議案第2号は2点の要旨でございます。以上が議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

## 日程第7．議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7．議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例 南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例率及び企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例率の改正をする必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。議案第3号につきましてもお手元に概要資料を添付してございますので、これと議案についている次ページの新旧対照表をごらんいただきながら説明をいたします。提案理由でもございましたが、これは家庭的保育事業居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に直接使用する家屋と償却資産、それから企業主導型保育事業については固定資産、これは実は平成29年3月31日に専決をいたしております。この解釈を新旧対照表をごらんいただければわかると思うんですけども、改正前は条例で定める割合が3分の2というふうに表示しております。我々これを、3分の2を減じて課税するというふうに解釈していたんですが、実はやりたいのは3分の1に課税したかったわけです。これは減ずるのではなくて、改正後は条例で定める割合は3分の1に課税しますということです。3分の2を減額するという意図はあったんですが、ちょっと解釈を間違っていたので、3分の1に課税しますということの改正でございます。よって、適用も平成29年

3月2日（第1号）

4月1日からさせていただきたいということです。ちなみに、この家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、それから附則である企業主導型保育事業の町内の該当は現在のところありませんが、企業主導型保育事業につきましては、これは平成29年4月1日から国の補助を受けて整備する事業所がございますので、もしかしたら私たち実は受けていましたということが出る可能性はないとは言えないことから、きちんと平成29年度4月から適用して優遇措置の漏れがないように対応していきたいということの改正でございます。以上が議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 今、提案理由でわがまち特例というのがあるんですけども、よりわかりやすい説明をお答え願えますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 これは昨今も出てきます、国は2分の1を参酌してと、いわゆる基準に考えます。それぞれの自治体で3分の1から3分の2にするかを、いわゆるわがまち特例ということで、それぞれの自治体の重点施策というか、そういったものを参酌して軽減率を定めてくださいというのがございます。ほかの償却資産とか固定にもありません。本町には該当するのがないんですけども、そういったことはございます。それがわがまち特例の意味で、今回本町はそういった家庭的保育事業等の施設には3分の2を減じて、3分の1の部分に課税するという減額率を定めたいということでございます。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 幾ら減じるかは自治体に任せられているということですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 そのとおりでございます。まず価格を半分、我々が示すのは2分の1です。しかし3分の1から3分の2の範囲内で、市町村の条例でその割合は定めてくださいという地方税法です。

○議長 宮城清政君 ほかに。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時19分）

再開（午前11時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん この平成29年4月1日からの日付ですけども、現在のところよくわかりませんとのお話でしたけれども、これは申告によってわかるものなのか、それとも町で調べる予定か何かあるのか、そこだけお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 本則にある家庭的保育事業、居宅型保育事業、事業所内保育事業は、これは申告によってやるものだと理解しています。特に家庭的と居宅訪問というのは、自宅を使ってやるようなものでございます。事業所内も当然事業所内でございますので、そういったふうな考え方、附則にある企業主導型というのが国の補助を使って整備するという前提がございますので、この条件をクリアしているのがあれば、今、県にも問い合わせているんですが、まだ確認がとれていないということでございます。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 平成29年の3月に、これは南風原町では行っていたと、ちょっと…、専決処分でやったということなのか、ちょっと議論した覚えがないものですからどうなのかなと思いました。それで先ほどの質疑の中で、これは2分の1内で減額しなさいということだったんですか。それで南風原は3分の2にしたのを、これは2分の1内じゃないから、3分の2ですからね、3分の1にするんだということなのかどうか、その点を1点お聞きしたいと思います。それからもう1つ、この事業というのがよくわからないんですけども、家庭的保育事業の、これは要するに自宅というか、そういうのを使ったときにということですけども、そこには特に人数を書いていないんですけども、事業所内だったら利用定員5人とか書いてあるんですよ。家庭内だったら、自宅に自分の子供がいて、自宅で保育をすると、そういうことも適用されるのかどうか。事業と書いてあるからどうなんだろうと思ったりするんですけども、でも人数とかは書いていないですから、

3月2日（第1号）

子供を自分の家で保育するということが、そういったその家屋に対する軽減措置があるとか、こういうことなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず1点ずつ、専決処分の件です。これは毎年、多分今年度もあるかと思うんですけれども、大体3月28日とか本会議終わってから地方税法が可決されて、4月1日から適用される幾つかの制度改正がありまして、この中で1年前ですね、3月31日に税法の改正で行いました。冒頭ちょっとご説明したんですが、この内容では、地方税法では2分の1を参酌してですので、基本として自治体で3分の1に課税するのか、3分の2まで課税するのかは条例で決めてくださいということです。本町は、3分の1に課税しようという意思でした、近隣も確認しています。ただ、我々はこれを、3分の2を減じてものに課税するというふうに、誤解釈をしております、この新旧対照表の3分の2とするという部分でございます。減じて課税するという解釈を間違っておりましたので、直接的に改正後は3分の1とするというのは、3分の1に課税するということの改正です。あと、家庭的保育事業、自分の家で自分の子供というのは保育事業ではございませんので、自分の家で、人様のお子さんを保育するというところでございます。ちょっと民生部の力をかりて説明をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この家庭的保育事業というものについては、保育者の居宅、あるいはアパートの一室とかで少人数制の保育を行う、新制度からそれが給付の対象になっている部分でございます、ただ、現在のところ本町内でこの家庭的保育事業を実施しているところはございません。

済みません、ちょっと今資料が足りませんので、はっきりした人数については今お答えできませんが、保育者1人で3名までとか、そういった本当に少人数に限られた保育でございます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 手元にございました。家庭的保育事業、居宅型保育事業、事業所内保育は…、これは失礼しました、事業所型、定員が1名から5名です。家庭的と居宅については、またお調べして委員会で定員を報告いたします。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 要するに3分の1にする予定だったのが、3分の1を減じた…。いや、これには3分の2とすると…。ああ、減にする。減ずる割合が3分の2とすることか、これは。これまでの条例は。間違った解釈…、これまでの改正前の3分の2とするというのはこれは間違いなんですか、これでもいけるんですか、私はそこ聞きたいんです。そこまでいけるのに、隣町村も統一しようということで3分の1にしたのか、これでは目的と反するというで直したのか、その辺がちょっとよくわからない。その辺を教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 ちょっとややこしい説明で失礼しております。3分の2とするというのは、減じる率を3分の1とするというふうに解釈しておりました。改正前を見ていただければ。実はやりたかったのは3分の1に課税したいということです。このままにすると、3分の2に課税することになります。条例で定める割合というのが3分の2に課税するということになります、改正しなければ、そうすると減額率というか、特例率が高くなりますので、高くというか、高く課税することになりますので、それを3分の1にするというのは3分の1に課税するということへの改正ということでご理解ください。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私も専決処分だったということで余り印象に残っていない、大変失礼な、私もそういう状況ですけれども、確かに条文を読みますと改正前であれば、意図は3分の1に従ったということだけれども、書くとすれば町の条例を定める割合から3分の2を減じた額とするとしておけば意図した減額というか、それになっていたはずですよ。これは算数じゃなくて国語の問題でいえば、割合を3分の2とするとしか書いていないわけだから、減ずるという言葉が入っていないので、減じた額とするとしておけば問題なかった、結果としては。というふうなことだと思うんです。そうなのかどうなのかをまず答えてもらいたいんですが、そしてどうしてこのような間違いが起きるのかということについて、専決処分でも疑義があれば議場から聞けるわけですから、私たちは何も聞いていなかったんですけれども、聞いた覚えがない、私も聞いた覚えがないんですけれども、

3月2日（第1号）

もし聞いていたらあれですが。どうしてこのような間違いが起きてしまったのか、意図したことと違う表現の、またそういう理解しかできないような文言になっているわけですよ、ね、現行の改正前は。減じるとは書いていないんだから、3分の2に課税するしかない形、だからこそさかのぼってこれは改めて3分の1と変えて、さかのぼって適用しなければ、今把握している分では適用される事業所はないということになっているけれども、仮に実は存在した場合と、そういった不利益を与えることになるのでさかのぼるわけですよ、ね。だから不利益…、不利益といってもこれは特例で、特に南風原町の場合はこうしますということであって、よそでいけば特例をしなければ、別に損でも得でもない、それだけ決まっておりの負担をしてもらうということになるわけですから、不利益というかどうかは別ですけども、意図した効果というか、利益を相手に提供できなかったとなるからさかのぼるわけですよ、ね。なぜこういった意図しない表現になってしまったのか、ここが私は問題だと思うんです。なぜそうなったのか。私は時々法改正に伴って町の条例も改正しますというのがたびたび、いろんな機会に出てくるわけですけども、そのときに法はどのように改正されているんですかということも是非添付資料で、本会議に出すか委員会に出すかは別として、出してもらいたいと何度か言ったことがあるんですけども、そうしたことがされていけば、あるいはその時点でそういった過ちは防げたのではないかと私は思うものですからこういうことを聞いています。なぜそのような過ちが起こったのか、間違いが起こったのか、さっきの点と今の2点目を答えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおりでございます。これは法律のほうでは、価格の2分の1を参酌して、3分の1以上、3分の2以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準としなさいとあります。課税標準というのはこれに税率を掛けます。減じた額と得た額、割合、この範囲内、3分の1から3分の2の範囲内において、条例で定める割合を乗じて、いわゆる評価額に乗じて得た額を課税の対象としなさいということがあるんですけども、これを減じるというふうに解釈したというのは、本当に単純に誤解釈でございます、これはおわび申し上げるところでございます。そういったことで、理由としては単純に解釈を誤ったということでございますが、そういったことが起こったということです。あとは法律には今言った、その割合を乗じてですの、3分の1を掛けて残った額に課税標準として課税しなさいというふうな書き方になっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 なかなかこの言葉のやりとりではわかりづらいですので、これは委員会付託ですよ、ですから委員会にはもとになった法律、これを是非出してもらいたいと思います。法律がこうですからと言われた場合に、ああ、そうですかと、それは後で、それぞれ各議員、各自でもととなった法律は当然見る責任はあるかもしれないけれども、そういったものも添付しておけば防げたかもしれないという意味で、先ほど質疑しましたので、今後、私はそれでも起こり得る間違いなのかもしれないかもしれませんが、少なくとも間違いをしにくくするとか、そういう点からも議会に提案する場合には専決事項であれ、そういった資料を添付することを求めたいと思いますが、総務部長の立場ではどうですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 我々も当然、十分に正しく理解して改正は行うべきでございますので、それを我々が使用した資料は、提出できるものは提出していきたいと考えます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私は何回か、議運ではそういうふうに求めたけれども、結果、本会議には私の意図したような提出がされなかった例が何回があるような記憶がありますので、提出できるものであればということですけども、これは別に個人情報でも何でもない、あるいは膨大にわたるとか、それに関連する分でもいいわけですから、当然これは果たすべきだと思いますので、そのように求めて終わります。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第8．議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

3月2日（第1号）

する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8、議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。まず、今回の改正につきましては2カ所改正点がございまして、まずは改正箇所の説明で、改め文を読み上げますので、議員の皆様におかれましては、この新旧対照表をごらんください。南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第8条中「場合は、」の次に「必要に応じて」を、「認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。第15条第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改める。

附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

お配りしました資料のほうで内容をご説明いたします。まず1点目、第8条についてでございます。こちらは改正の趣旨として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正によりまして、子ども・子育て支援新制度における支給認定証、これは保護者に交付するものでございますが、この支給認定証が保護者の申請による任意交付化になったことに伴う改正でございます。内容としましては、特定教育・保育施設が、幼稚園や保育所ですが、保護者から保育の提供を求められた場合、この支給認定の有無や有効期限などを保護者などへ交付した支給認定証で確認する必要がありましたが、今回の改正によって支給認定証を任意交付化にすることに伴いまして、この支給認定証とは別に毎年保護者へは市町村から利用者負担額に関する通知をしておりますので、その通知でもって確認していいですよという改正でございます。なぜそのようなになったかといいますと、この新制度がスタートしまして、市町村は支給認定証を交付するわけですが、支給認定証は有効期間が3カ年あります。それで保護者の保育の必要量の変更、短時間になったり通常の時間になったり、給食になったりとか、1年間のうちにいろいろな状況の変化がございまして、この支給認定証の発行業務がこの新制度スタート以降、自治体の新たな負担になっていることがありまして、そういった部分で自治体の事務量の軽減という部分で、この支給認定証につきましては任意交付でいいですよとなっております。それにかわりまして、支給通知書、利用額、負担額に関する通知書、施設はそれでもって確認していいですよということです。ただ、この支給認定証については、運用上は実際は施設に対して自治体からその情報も、また通知も出しますので、そういった部分で必ずしも自治体が全員ずっと交付していたこの支給認定証の、そういった発行量に応じたこれの必要性がないということで、国のほうとしてもこの部分は任意交付にしていいというふうになったための改正でございます。

次に2点目は、第15条第1項第2号についてですが、こちらは就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正によって、条例の項ずれが発生したための改正となります。概要としまして、認定こども園法第3条第9項が同条第11項に繰り下がったことに伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第15条第1項第2号におけるこの法の引用箇所の改正があります。基準と同様の規定がある本町の条例においても引用箇所の項ずれの改正が必要となったことからの改正でございます。以上が議案第4号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「休憩願います」の声あり〕

3月2日（第1号）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時43分）

再開（午前11時45分）

○議長 宮城清政君 再開します。

質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由として、子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の概要をご説明いたします。まず、改め文読み上げますので、議員の皆様におかれましては新旧対照表をごらんください。南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。別表第1の備考第7項中「同法第314条の7、第314条の8、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、」に改める。附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

お配りしました資料をごらんください。子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等（保育料）の算定基礎となっています市町村民税の所得割の税額に対する非控除対象が拡大されたことに伴う改正となります。内容としましては、地方税法においては、市町村等へふるさと納税の寄附を行った場合に、市町村税所得割の税額に対して、申告特例控除の適用によって税額が控除される仕組みになっています。しかし、子ども・子育て支援法施行規則第20条の一部改正によって、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（保育料）の算定基礎となる所得割の税額においては、このようなふるさと納税等による申告特例控除については適用しないと規定されておりまして、その部分において、本町の条例においても改正が必要となったことによるものです。これはもともとこの保育料、この後、議案第10号で幼稚園のほうの条例改正もございますが、同じ内容ですが、もともと保育料や幼稚園授業料の算定基礎となる市町村民税の所得割について、この部分は寄附金とかふるさと納税とかをした場合には特例の控除がございまして、税額が低くなるというメリットがございしますが、もともと保育料や幼稚園授業料については、この市町村民税の所得割で減したけれども、この分は減をしないでくっつけて保育園料や幼稚園授業料を計算すること。そのような仕組みになっておりまして、今回は新たにふるさと納税の部分でのさらに特例の減額する地方税のほうでありますから、さらにこれを、この幼稚園と保育の利用料の算定においても、この部分はここの算定では控除しませんという部分の追加でございまして、これは地方税法の改正があるたびに一つ一つを条例に追加する仕組みになっておりましたが、ここをひとくくりにして、ちょっと他市町村の条例のつくりも参考にして、ここをひとくくりにして、内閣府令でこの部分を定めるものですから、内閣府令で定めた部分をこ

3月2日（第1号）

ここで、本町の部分でもそのまま適用できるような形の条例のつくりにしております。以上が議案第5号の概要説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解を深め、利用の促進及び普及を図り、障がいのある人もない人も双方が個性を尊重し合い、安全、安心で心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、基本理念、町の責務及び町民の役割等を定めるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例について概要を説明いたします。まず初めに、提案する条例につきまして読み上げたいと思います。南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 言語は、社会、経済、文化その他あらゆる分野を創造する上で必要不可欠なものである。手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造し意思を伝え合うために受け継ぎ、発展させてきた視覚的に表現される言語である。平成18年の国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年に我が国も批准した。私たちのまち南風原町は、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりを尊重し、お互いの個性を認め合い支え合って、安全、安心な住みよいまちづくりを進めているが、障がいのある人達の中には、文字や音声を言葉の意味として理解できず、意思を伝え合うことに不安を抱えて生活している町民もいる。本町では、沖縄戦で手話を使っていたろう者がスパイと疑われ、障がいのある人たちの人権が奪われてきた歴史もある。これらを踏まえて、手話は言語であるという認識に立ち、手話を含む言語、触手話、要約筆記、音訳又は点字等による障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段（以下「手話言語等」という。）の利用を促進し、障がいのある人もない人も双方が心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に立ち、手話言語等への理解の促進及び普及に関しての基本理念を定め、本町の責務及び町民並びに手話言語等に関わる団体や事業者（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、本町が推進する施策の基本的事項を定めることにより、障がいのある人もない人も双方が地域で支え合い共生することができる地域社会を実現することを目的とする。（基本理念）第2条

障がいのある人もない人も双方の人格と個性を尊重し認め合い、手話言語等による意思を伝え合う権利が尊重され、安全、安心で心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指すものとする。（町の責務）第3条 本町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語等による意思疎通が円滑に行えるよう、手話言語等への理解の促進及び普及のために必要な施策を推進するものとする。（町民等の役割）第4条 町民等は、基本理念に対する理解を深め、次条に規定する施策の推進に協力するよう努めるものとする。（施策の推進）第5条 本町は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障がい者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを実施するよう努めるものとする。第1号 手話言語等による意思疎通の支援に関すること。2号 手話言語等による情報の取得に関するこ

3月2日（第1号）

と。3号 手話言語等の習得に関すること。4号 学校等が行う手話言語等への理解の促進に関する活動の支援に関すること。5号 その他手話言語等への理解の促進及び普及に関すること。（施策の推進に関する協議の場）第6条 本町は、施策の推進について、ろう者、手話通訳者、その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設ける。

（委任）第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上が条例、条項となっております。

資料のほうをごらんください。まず、条例制定の趣旨でございますが、平成18年に採択された国連の障害者の権利に関する条約では、手話は言語であることが明記されました。それでその後、国内でも平成23年8月に障害者基本法が改正され、全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての機会が確保されると定められました。これらのことを踏まえまして、手話が言語であるという認識に立ち、広く町民に広め、障がいがある人もない人も双方が心豊かに暮らすことのできる共生社会を実現していくために本条例を制定するものであります。条例の内容としましては、まず第1条で目的を規定しまして、第2条で基本理念、そして第3条で町が手話言語等への理解の促進及び普及のための施策を推進することを規定しております。4条においては、町民等の施策への協力についてを規定、第5条については、町が定める基本的な計画において、町は推進する施策を定めるよう規定しております。第6条においては、当事者の皆様とかその関係者の方々と意見を聴く協議の場を設けることを規定しております。この5条の基本的な計画というのが南風原町障害者計画でございます。現在、第4次の南風原町障害者計画を策定中でございます。ここはその当事者の皆様とか、あるいは関係者の皆様と意見を交わしながらこの条例の中身についても協議して、このような条項、条文になっております。この資料の裏をごらんください。

手話言語法の制定についてということでございますが、こちらは昨年の12月に手話を広める知事の会というのがございまして、この手話言語法の制定を全国知事会、全県、全国の知事が加入してこの手話を広める知事の会というのがございまして、その手話を広める知事の会から内閣府、厚生労働省、文部科学省へこのような要望書を出されております。この中で、下のほうの②のほうですが、手話言語法制定を求める意見書の採択という部分で、手話言語法制定を求める意見書が全国全ての都道府県と市区町村の地方議会で採択され、採択率100%達成というふうにございます。これは本町議会においても、平成26年第3回定例会におきまして、意見書を採択していただいて、南風原町議会として要請書を提出されております。そういったこれまでの経緯を踏まえて、本町においてもこの条例の制定の必要があるということで制定するものでありまして、県内におきましては、沖縄県が平成28年4月1日に沖縄県手話言語条例を施行しております。それから浦添市が昨年の平成29年4月から施行してございまして、今のところ市町村においては2例目となるかと思っております。以上がこの南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例についての概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

休憩します。

休憩（午後0時02分）

再開（午後1時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。

#### 日程第11. 議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、南風原町国民健康保険条例の一部を改正するため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

3月2日（第1号）

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。まず、新旧対照表をごらんください。改正文を読み上げます。南風原町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。目次中「本町が行う国民健康保険」を「本町が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。第1章の章名を次のように改める。第1章 本町が行う国民健康保険の事務 第1条（見出しを含む。）中「本町が行う国民健康保険」を「本町が行う国民健康保険の事務」に改める。第2章の章名を次のように改める。第2章 本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会 第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条に次の1号を加える。第4号 被用者保険等保険者を代表する委員 1人 附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

お手元にお配りしました。第7号の資料をごらんください。今回のこの条例改正につきましては、平成30年度からの国保制度改革に係る法改正等に合わせ本町の条例を改正するものでございます。この後の議案第8号、議案第9号についても同様の理由による改正となっております。まず、この国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険事業の運営に関する協議会について、制度改革により都道府県にも設置されることになりました。そういう中で委員構成、それから定数、任期等の改正がありましたので、それに伴い本町の条例も改正するものでございます。施行令の改正に伴っての規定の整備でございますが、まず2の①のほうですね。第1条では「本町が行う国民健康保険」となっている部分を「本町が行う国民健康保険の事務」に改めるというものでございます。第2条においては、「国民健康保険運営協議会」という名称を「本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。そして今回の条例改正のポイントでございますが、③の部分、こが一番のポイントでございます。被用者保険等保険者を代表する委員を1名追加します。この法改正におきまして、都道府県の運営協議会においてはこの被用者保険等保険者を代表する委員は必須でございますが、市町村においては任意となっております。しかし、この委員を追加することによって保険者努力支援制度というのがございまして、そこで保険者の努力の部分の評価のほうで加点されるということがございまして、できるだけ交付金は多く採点されるようにしたいということから本町は任意ではございますが、本町においてはこの被用者保険と保険者を代表する委員を1名追加するというふうにしたいと思っております。施行年月日は平成30年4月1日からとなっております。以上、議案第7号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

## 日程第12. 議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。まず、この条例に関しましては、最初に概要説明のほうで説明したいと思います。本町の国民健康保険税条例改正に当たりましては、まず地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が改正されたことによるもので、その改正内容については、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用として、市町村は国民健康保険税を徴収することとなります。そのために基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額の各項目に国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用とし

3月2日（第1号）

て徴収するというふうに地方税法第703条の4第1項から第4項が改正されております。その改正があることから本町の税条例の改正となります。参考として、国民健康保険法の改正内容ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によって、国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するという事になっております。それを受け、市町村は県に国民健康保険事業費納付金を納めることになっているということから、先ほどの地方税法第703条の4第1項から第4項の規定のほうで事業費納付金の文言と、それから基礎課税・後期高齢者支援金・介護納付金等の項目ごとでの税の課税を分けてこの条例を整備していくとなっております。本町条例の改正内容ですが、第2条第1項で課税額の定義の変更ということで、これまでは基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税被保険者をまとめて1項に定義しておりましたが、それぞれの号において沖縄県に納める国民健康保険事業費納付金に充てるための国民健康保険税というふうに改正となります。第2条第2項から第4項は、1項が改正されたことによる所用の改正というふうになります。それから第4条の2のほうでは、1号の条文中は、第2条第1項第1号において記載するために削除するものでございます。

それでは改め文を読み上げたいと思いますので、新旧対照表をごらんください。南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。第2条第1項を次のように改める。前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。1号 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）2号 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）3号 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。第4条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。附則（施行期日）1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。（適用区分）2 この条例による改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上が議案第8号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

3月2日（第1号）

する条例 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正されたことに伴い、南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。まず、こちら改め文を読み上げますので、新旧対照表をごらんください。南風原町後期高齢者医療に関する条例（平成20年南風原町条例第7号）の一部を次のように改正する。第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。第5号 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により南風原町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者 附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

お手元にお配りしました第9号の資料をごらんください。こちらも国保の広域化に伴う改正の部分でございますが、後期高齢者に関する部分でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の施行令が改正されまして、その内容が、第55条の2が新設されまして、それを受けて高齢者の医療の確保に関する法律施行令第5条の2が改正されております。その内容としましては、国民健康保険法（第116条の2）の規定によって住所地特例の適用を受けている被保険者が、75歳到達等によって後期高齢者医療制度に加入した場合でも、国民健康保険法の住所地特例をそのまま引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるという内容でございます。そのような改正がございましたことから、本町の南風原町高齢者医療に関する条例についても改正が必要になったことから改正している内容でございます。以上が議案第9号の概要となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されたことに伴い、南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。改め文を読み上げますので新旧対照表をごらんください。南風原町立幼稚園保育料条例の一部を次のように改正する。別表の備考第1項を次のように改める。第1項 上表の所得割（地方税法第292条第1項第2号に関する所得割をいう。）の額の計算については、子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

それでは議案第10号資料と書かれた1枚の資料をごらんください。第10号の改正の趣旨としては、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、幼稚園保育料の算定基礎となる市町村民税所得割の税額に対する非控除対象が拡大されたことに伴う改正となりま

3月2日（第1号）

す。概要としては、地方税法では、市町村等へふるさと納税の寄附を行った場合に、市町村住民税所得割の税額に対し申告特例控除の適用により控除されます。しかし、子ども・子育て支援法施行規則第20条の一部改正により、幼稚園保育料の算定基礎となる所得割の税額は、ふるさと納税による申告特例控除は適用しないと規定されており、本町条例の改正が必要となるための提案となります。先ほど民生部長から提案のありました議案第5号と同様の内容となっております。以上で議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先ほどの保育園保育料の今度は幼稚園版ということだと思っておりますけれども、先ほどは別のことを質疑…、3分の1と3分の2の解釈を誤ったということでしたよね。先ほどそういった議論をしたんですが、今度はその中身についてですけれども、市町村住民税の税額を算定する場合に、ふるさと納税…。休憩願います。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時44分）

再開（午後1時55分）

○議長 宮城清政君 再開します。

10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 大変失礼しました。3分の1云々は全く別の話のようですので、先ほどの発言は訂正します。

所得税割の税額からは適用除外は、控除は適用しないということですから控除されない額での算定になりますよということですから、たくさん税金を納めている人は高い保育料の、ランクというんでしょうか、それが適用されるということですよ。要するにこれによって保護者の負担というか、保育料は下がることになるのか上がることになるのか、そこをちょっと説明していただけますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 所得税割額の算定において、ふるさと寄附に対する控除はしないということになりますので、保育料は上がると、下がらないということになります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これまでは、今度改定なわけですから低く査定されるというか、寄附すれば。だけれども、それがされなくなるという理解でよろしいですか、改めて。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 そのようになるということになります。

それと1点ですね、先ほど条例の改め文の中で修正をお願いしたいと思います。別表の備考第1項を次のように改めるの下の行、第292条第1項第2項を「号」にお願いします。「第2項」になっているのを「第2号」に修正をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第18号 町道の路線の廃止について

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第18号 町道の路線の廃止についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第18号 町道の路線の廃止について 次のように道路法第10条第1項の規定に基づき町道の路線を廃止することについて、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。廃止する路線 路線名は町道263号線、起点が南風原町字宮平729番1、終点が宮平13番、延長が440メートル、幅員18メートル。提案理由としまして、宮平学校線の事業完了に伴い、町道の路線整理を行う必要があります。提案をいたします。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは議案第18号について補足して説明いたします。本議案につきましては、先ほど説明ございました宮平学校線の事業完了に伴い、町道の路線を整理するため提案するものであります。次のページをお願いいたします。次

3月2日（第1号）

のページに町道の路線廃止を行う位置図がつけられております。町道263号線については、起点が南風原中学校の体育館付近の交差点から宮平土地改良区内を通過して、終点が宮平保育所前までの区間となっております。今回、宮平学校線が事業完了したことにより、議案第19号で路線の変更を予定している町道25号線を国道329号まで延長することにより、重複する町道263号線を廃止して町道の路線を整理するための路線の廃止となっております。以上が議案第18号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 次の議案第19号と関連する議案だと思えますけれども、たしか議運ではそういう説明でしたか。次のものと一緒に説明しないと意味がわかりづらいなという感じがするので、これはどういうふうにお願ひしたらいいのか。議会の進行上よくわかりませんが、密接に関連しますよね。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時52分）

再開（午後1時52分）

○議長 宮城清政君 再開します。

それでは先ほど議案第18号の説明がありましたけれども、関連しますので、議案第19号まで説明をさせてから質疑を受けたいと思います。

#### 日程第16. 議案第19号 町道の路線の変更について

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第19号 町道の路線の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第19号 町道の路線の変更について 次のように道路法第10条第2項の規定に基づき町道の路線を変更することについて、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。変更する路線 路線名、町道3号線、起点が南風原町字宮平13番から同字宮平650番3に変更、終点は字宮城670番6、変更ありません。延長が2,643.5メートルから2,427.4メートル、216.1メートルの減であります。幅員が5.5メートルから28.5メートルを10.5メートルから19メートルに変更であります。町道25号線、起点については字兼城716番5、変更ありません。終点が字宮平695番から字宮平671番3に変更、延長が366.3メートルから939.3メートル、573メートルの増であります。幅員が5.5メートルから18メートルから19.5メートルに変更であります。町道41号線、起点が字宮平672番から字宮平13番へ変更、終点については字兼城256番3、変更ありません。延長が150.9メートルから240.9メートル、90メートルの増であります。幅員が3.5メートルを3.5メートルから6.5メートルに変更であります。町道8号線、起点が字津嘉山1272番2から字津嘉山417番に変更であります。終点が字津嘉山1806番、これは変更ありません。延長が1,055.4メートルから910.4メートル、145メートルの減です。幅員が4.5メートルから5.5メートル、これ変更ありません。町道82号線、起点が字津嘉山461番から字津嘉山434番へ変更です。終点が字津嘉山392番から字津嘉山1603番へ変更です。延長が255メートルから680メートル、425メートルの増です。幅員3.5メートルが12メートルから15メートルに変更です。町道84号線、起点については字津嘉山630番1、変更ありません。終点が字津嘉山1618番の6から字津嘉山604番の1へ変更です。延長が325メートルから251メートル、74メートルの減です。幅員が3.5メートルから6メートル、変更ありません。町道218号線、起点が字津嘉山398番、変更ありません。終点も字津嘉山315番、変更ありません。延長が287メートルから282.2メートル、4.8メートルの減です。幅員2.9メートルから5.4メートル、変更ありません。町道228号線、起点が字津嘉山403番から字津嘉山403番1へ変更です。終点は字津嘉山358番、変更ありません。延長が274.5メートルから324.4メートル、49.9メートルの増です。幅員は2.7メートルから4.9メートル、変更ありません。提案理由としまして、宮平学校線の事業完了及び津嘉山中央線道路整備事業に伴い、町道の路線整理を行う必要があり提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは議案第19号について補足して説明いたします。本議案の町道の路線の変更につきましては、先ほど説明がございました宮平学校線の事業完了及び津嘉山中央線道路整備事業に伴い、町道の路線の整理をするための提案でありま

3月2日（第1号）

す。まず、宮平学校線の事業完了に伴う変更につきましては、旧町道25号線の起点が南風原町役場交差点から南風原中学校の体育館付近の交差点が終点となっているのを、今回変更で国道329号の当間原までの変更するものであります。町道3号線については、起点が宮平保育所前から終点が西原町境界までとなっているのを、起点を国道329号に変更するものであります。町道41号線については、起点が町道3号線からとなっているのを宮平保育所前に変更するものであります。そして津嘉山中央線道路整備事業に伴う変更につきましては、町道82号線の起点を津嘉山461番、旧金城商店から国道507号バイパスへの変更で、終点については現在県道125号線となっているのを現道の国道507号への変更であります。そして町道8号線については、起点を土地区画整理事業内にあったのを今回津嘉山461番地、旧金城商店前に変更するものであります。そして町道84号線については、終点側が町道82号線と重複しますので、津嘉山604番の1に終点を変更するものであります。そして町道218号線については、町道82号線の幅員拡張に伴い路線延長の減をするための変更であります。町道228号線についても同じく町道82号線の幅員拡張による変更と重複延長が含まれていなかったため、今回変更するものであります。以上で議案第19号の補足説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 それではただいまの議案第18号及び議案第19号について質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時02分）

再開（午後2時04分）

○議長 宮城清政君 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 先ほど議案第19号のほうで説明いたしました町道41号線の終点のほうですけれども、南風原町字「宮平」となっているのを「兼城」に訂正をお願いします。兼城256番の3でございます。

○議長 宮城清政君 それでは質疑に入ります。議案第18号及び議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第18号及び議案第19号につきましては、経済教育常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）について、計画変更したいので土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めます。提案理由としまして、事業費の減額に伴う計画変更について、議会の議決が必要であり提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更についての説明いたします。事業計画の変更の理由としましては、今回の変更は、事業費の減額となっております。当初事業費が2億8,700万円で、変更が2億2,300万円となっております。6,400万円の減額でございます。減額の主な理由としましては、当初の事業計画では太陽光発電施設も予定しておりましたが、補助事業ではできないとのことでの減額。それと受益者と調整を行った結果、更新を行う給水栓が減となったことによる減額。さらに現場技術業務費を計上しておりましたが、現場については職員が現場管理を行ったことによる減額でございます。事業費につきましては、先ほど説明したように、当初が2億8,700万円、変更で2億2,300万円、事業工期は変更ございません。平成25年度から平成29年度まで。受益面積が12ヘクタールとなっております。あと事業費負担区分でございますが、当初、国が2億2,960万円、県が3,157万円、町が2,583万

3月2日（第1号）

円、計2億8,700万円、変更後は国が1億7,840万円、県が2,453万円、町が2,007万円、計2億2,300万円、6,400万円の減となっております。変更につきましては、変更図面のほうで、給水栓が主な変更となっております。黒く塗りつぶした部分が今回変更してなくなった箇所の給水栓の位置となっております。以上が議案第20号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 付託にされる予定ですから、そちらで聞かれるかと思いますが、減となった理由を3つ挙げておられますが、それぞれの内訳がわかるのであれば示していただきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回主な減としては3点ございまして、太陽光発電の分として約2,500万円、そして給水栓の減で1,742万3,000円、そしてまた現場技術業務料が2,087万5,000円でございます。

○議長 宮城清政君 ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第20号 団体宮山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更については、経済教育常任委員会に付託します。

休憩します。

休憩（午後2時12分）

再開（午後2時23分）

○議長 宮城清政君 再開します。

#### 日程第18. 選挙第1号 南部広域行政組合の議会議員選挙

○議長 宮城清政君 日程第18. 選挙第1号 南部広域行政組合の議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議長が指名推選することに決定しました。それでは南部広域行政組合の議会議員に1番 知念富信議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を南部広域行政組合の議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が南部広域行政組合の議会議員に当選されました。当選者が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。それでは当選者にご挨拶をお願いしたいと思ひます。よろしくお願いたします。1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 ただいま南部広域行政組合議会議員に指名推選されました知念富信でございます。東部清掃施設組合に3年と半年いましたけれども、今度は統合になりましたので、南部広域になりましたので、南部広域行政組合議会議員として、残り半年間頑張っていきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願いたします。

#### 日程第19. 議案第11号 指定管理者の指定について

○議長 宮城清政君 日程第19. 議案第11号 指定管理者の指定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第11号 指定管理者の指定について 次のとおり指定管理者を指定する。1 施設の名称、そして2の指定管理者となる団体の名称については、次のページに記載をしておりますので次のページをお願いたします。1) 1 施設の名称 南風原町立与那覇コミュニティーセンター、2 指定管理者となる団体の名称 与那覇自治会、以下2) から9) までについては、施設の名称と指定管理者となる団体の名称のみ読み上げます。2) 南風原町立新川コミュニティーセンター、新川自治会。3) 南風原町立農村照屋コミュニティーセンター、照屋区。4) 南風原町立琉球絃会館、琉球絃事業協同組

3月2日（第1号）

合。5) 南風原町立共同福祉施設、南風原町商工会。6) 山川体育センター、山川区。7) 山川桁下公園、山川区。8) 新川公園、新川自治会。9) ウガンヌ前公園、宮平区。3 指定の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。提案理由としまして、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第11号 指定管理者の指定についてでございます。ただいま副町長から施設の名称、それから指定管理者となる団体の名称、9の施設と団体の名称でございます。手元に横書きの、議案第11号の指定管理一覧というのをお配りしております。今回9つの施設でございますが、当然、施設ができた時期が違えば指定管理をスタートした時期、それから始期と終期が違うということございまして、以前に指定管理を終了しているにもかかわらず、指定管理をしていない空白期間が生じておりました。それを機に始点、スタートとゴール、始期と終期をそろえたいということで、今回は1番の与那覇コミュニティセンターから9番のウガンヌ前公園までを平成30年4月1日から32年3月31日とするという指定の区切りでございます。現在、平成32年3月31日まで指定管理をしているところが宮城農村公園、喜屋武農村公園、山川農村公園山川児童公園・山川農村農園せせらぎ公園、南風原町立神里農村公園1号から8号、全部で13の施設がございます。10から13の施設については平成32年3月31日までの指定期間でございますので、この指定管理をしている13の全ての施設がゴールがそろえるということになりますので、今回この9つを新たに平成30年4月1日から32年3月31日までの期間で当該団体に指定管理をしていただくという議案の提案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 指定管理契約の中で管理料が発生しているところと発生していないところがあると思うんですが、この辺の資料はもらえるんでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 指定管理委託料、指定管理料が発生しているところが5番の共同福祉施設と6番の山川体育センターの2カ所でございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 じゃあ、6番のほうの山川体育センターでは発生していると、ほかのほうでは発生していませんよね。この違い、例えばウガンヌ前公園とか新川公園のところで発生しない違いというのがあれば教えてください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時32分）

再開（午後2時33分）

○議長 宮城清政君 再開します。

総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。山川につきましては、以前、勤労者体育施設でございまして、指定管理ではなくて管理委託をしておりました。その委託料を今指定管理料にしていると、ちょっと施設のスタートの経緯が違いまして、それを踏襲して山川については指定管理料を負担しているということになります。以上です。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 じゃあ、何というんですか、管理の中身、内容ですね、委託している中身は金額を支払っている分の違いがあるということではないんでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 先ほど総務部長からも答弁があったように、同施設については以前から、南風原町から貸出業務とかそういったもので委託をしておりました。指定管理に移行する際にこれまでの条件と同様の条件で指定管理を行うということでの指定管理への移行であったことから、委託をしていた委託料をそのまま指定管理料で支払っているという形態をとっております。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今回提案の趣旨は、指定管理の期間の終期をそろえるということで提案されているわけですから、その趣旨はよくわかりますけれども、見たところ、これは資料が、資料というか協定書がついているのは9番までですか。10番以降は終期が平成32年3月31日ということで当初からあるので、今回提案する施設には入っていないわけですか。

3月2日（第1号）

から、それで資料がついていないということだろうと思うんですけども、ところがこれを見てみますと、協定書の、細かく見たわけではないんですけども、今の山川体育センターと共同福祉施設ですか、商工会が入っている。そこについてお話がありましたけれども、大体ほとんど第9条あたりで規定されているようなんですけれども、施設の管理に要する費用を乙が負担するものとなっていて、これは金額は示されていないわけですが、どういうふうになっているのか教えてください。今回の議案は指定管理についてということですから、指定管理の中身も当然聞かなければいけないと思いますので、それで聞くんですけども、どういう違いがあるのか。例えば山川は確かに詳しく書かれているような感じがします。これは何条かな、10条ですか、予算の範囲内で指定管理料を支払う。額については年度協定で定める。14日以内に支払うとかいろいろ細かく規定されていますけれども、ほかは必ずしもそうではないものもある。例えばちょっと正確には知りませんが、宮平の新しく供用開始されたウガンヌ前公園でトイレが破損されたという話を聞いています。そういった場合の修繕に係る費用負担、こういったものが…、これはどこか…、共同福祉施設、これでは第9条の2項があって、施設整備の修繕、改善に係る経費は甲が負担すると明記されていますけれども、今言った宮平の場合ではどうなっていたんでしょうか。宮平は何と書かれていたか、どこだろう。ごめんなさい、21ページですか。21ページでは原則的に乙が負担するものと、これは維持管理に関する費用ですから、修繕とはまた別の意味合いでしょうから、トイレ、電気、水道、下水道というところ、電気料だとか水道料だとか、トイレの紙代かな、そういったものを指すのかという気がしますけれども、修繕の場合はどうなるのか、どこかにありますか。12条、これは乙の責めに帰する理由だから、管理者の部落、宮平自治会の責任によらない破損ですからどうなるのか。そういったあたりが今全体、比較はまだしていないんですけども、ざっと見た感じでそういった違いがあるんですね。この辺は役場はどういうふうにか考えるのか、ご説明いただきたいと思

います。  
○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回提案の9つの施設に関しては、それぞれ所管が違いますので、その所管でお答えいたします。まず、総務部が担当しているのは上の与那覇コミュニティーセンター、新川コミュニティーセンター、南風原町立農村照屋コミュニティーセンターでございます。ちょっと休憩をお願いします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時41分）

再開（午後2時41分）

○議長 宮城清政君 再開します。

総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今の休憩中の説明でございますので、実は字が管理を、運営をしていると、これは他の自治会とも同様ということで、議員ご質問のあった管理費用については乙、地域が負担しますということでご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、山川体育センターにつきましては、協定書の中の9条にも明記されていますが、施設の修繕等に係るものについては南風原町の責において修繕を行っていくということになっております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時42分）

再開（午後2時42分）

○議長 宮城清政君 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 南風原町立共同福祉施設の管理に関する協定書の中の9条第2項のほうですが、これについては施設設備の修繕、改善等の経費は甲が負担します。町が負担するという形になっておりますけれども、これについても以前、以前といいますか、雇用促進事業団がつくった施設でございますが、これも商工会のほうで委託を受けております。そういう中でその当時の契約書のとおりの内容かと思っております。

○議長 宮城清政君 公園関係はないですか。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 新川公園、ウガンヌ前公園につきましては、9条のほうでは、管理のほうでは原則、指定管理者のほうで行うとなっております。これは整備する時点でこういう条件での整備をしておりますので、そういう形の9条の内容となっております。

3月2日（第1号）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時43分）

再開（午後2時44分）

○議長 宮城清政君 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 13条ですか…。日常管理といいますか、こういったトイレットペーパーとか、そういったものは電気料金、水道料金は自治会のほうでやってもらっておりますけれども、施設自体は町のものでございますので、これについては町のほうで修繕等はやっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それは、今おっしゃったのは協定書には明記されていないんですか。もしそうであれば、今回改めて協定するわけですよ、ああ、もうしたわけか。その辺は明記したほうがいいのではないかと考えますが、ちょっと今急いでいて新川がどうなっているか確認していないんですけれども、同じなのか、なぜこれを明記しなかったのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 公園の修繕の件ですけれども、日常的に壊れたもの、例えば鍵が壊れたとか、南京錠が壊れたとか、こういうものは指定管理者のほうでやっていただいています。いろいろ壊れた場合はうちのすぐやる班と協議はしておりますけれども、財産的に物が壊されたというのは役場のほうでやっております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時46分）

再開（午後2時46分）

○議長 宮城清政君 再開します。

まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 申しわけございません。13条の疑義が生じた場合の処理ということで、協議をして行っているというところでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 確かにそれぞれの施設ができてきたいきさつだとか、これまでの経過などもあるから一律にはいかないかもしれないけれども、そういった考え方は統一されているべきですよ。役場としては、またそういったのは疑義ではなくて、そういうふうにするのであればなぜ明記しないのかということなんです。どこまで明記するか、また技術的なこともあるかもしれないけれども、問われたら答えますということではなくて、協定書で明記するということが私はふさわしいと思えます。今回、議案ですから申し上げますけれども、見ると2月時点で判こは押されていますけれどもね、この宮平ウガンヌ前公園の場合には。そういったものは基本的に同じ様式でやるべきじゃないかと思うんですが、それは総務部長か、町長か、なぜそういうふうにしらないのか。様式見ても、様式というか、これは与那覇ですかね、町立コミュニティーセンターの管理に関する協定書、これはまた紙がA4の縦置きですし、何か統一感がなくて、内容的にも形式的にも統一したほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 全部で13の施設の指定管理をしているものがございしますが、やはり先ほど担当が別ということも含めて、その目的とか使用の形態とか、施設の形態もかなり違います。そういうこともありますので、必ずしも全てが同じ様式ではないと思えます。ただ、内容はさておき、フォームとかそういったものはまた今後検討していきたいと思えます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時48分）

再開（午後2時48分）

○議長 宮城清政君 再開します。

7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん この中に事業報告と、その作成と提出ですけれども、これはちゃんと年度ごとに出されている状態なのか。この辺はどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。総務部関連のコミュニティーセンター関連

3月2日（第1号）

は、毎年提出していただいております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ほかのところはどんな感じですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 山川体育センターに関しては、毎年適切に報告書は出されております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 新川公園については報告書を受けております。そして山川公園の桁下も受けておりますし、ウガンヌ前公園は4月から、今度出るものだと思っております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時50分）

再開（午後2時54分）

○議長 宮城清政君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第11号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これより議案第11号 指定管理者の指定について採決を行います。本案について可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって可決することに決定しました。

#### 日程第20. 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 宮城清政君 日程第20. 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 下記の者を固定資産評価審査会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めます。記 住所 南風原町字兼城・・・番地・・・、氏名 大城徳明、生年月日 昭和25年・月・日。提案理由として、現固定資産評価審査会委員が平成30年5月24日をもって任期満了となるため、再度同氏を固定資産評価審査会委員に選任したいので提案であります。履歴書等においていろいろ、職歴については裏面に添付してありますので、お目通しをお願いし、皆さん方のご同意をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第21号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第21号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これより議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。本案について同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって同意することに決定しました。

3月2日（第1号）

日程第21. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第22. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第23. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第24. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 宮城清政君 日程第21. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第22. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第23. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第24. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、この4案件を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものであります。住所 南風原町字喜屋武・・・番地・・・、氏名 赤嶺広美、昭和38年・・・月・・・日生まれであります。上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であるため提案するものであります。履歴等においては、裏の紙面に添付しておりますので、皆さん方のお目通しをお願いします。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。同じように、南風原町字喜屋武・・・番地、田本政子さん、昭和22年・・・月・・・日生まれ。上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であるための提案であります。履歴、学歴、職歴等においても経歴は裏面に添付されておりますので、皆さん方のお目通しをお願いしたいと思います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。南風原町字津嘉山・・・番地・・・、仲村博幸さん、昭和26年・・・月・・・日生まれであります。この現仲村博幸さんが平成30年6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員に選任したいとの提案であります。継続してほしいということですので、皆さん方、同じように職歴、学歴、経歴等においては裏面に添付されておりますので、目を通してもらいたいと思います。

諮問第4号 南風原町字津嘉山・・・番地、氏名 金城宏伸、昭和29年・・・月・・・日生まれ。その金城宏伸さんにおいても現人権擁護委員が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員に選任したいとの提案であります。履歴、学歴、職歴等においても裏面に添付されておりますので、皆さん方のご同意をお願いします、一括して提案させていただきます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号及び諮問第4号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号及び諮問第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について採決を行います。本案について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって同意することに決定しました。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について採決を行います。本案について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって同意することに決定しました。

続きまして、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について採決を行います。本案について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって同意することに決定しました。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について採決を行います。本案について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

3月2日（第1号）

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって同意することに決定しました。

日程第25. 報告第2号 専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）の報告について

○議長 宮城清政君 日程第25. 報告第2号 専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第2号 専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 沖縄県市町村総合事務組合の加入市町村等の変更について、2 専決処分した理由 沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の南部広域行政組合、糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）が、平成30年4月1日に統合及び名称の変更をするためであります。専決処分については2月23日に行っております。その変更する規約の一部…、変更の内容については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 報告第2号 専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）の報告についての内容でございます。同専決処分につきましては、町長の専決処分の事項の指定ということで、同組合の市町村等の変更についてということで指定されていることから専決でございます。それで先ほどの専決処分の理由にもございましたが、4ページの新旧対照表をごらんいただけますか。現行が右側でございます。それは4ページの上段のほうでご確認できると思うんですが、まず糸満市・豊見城市清掃施設組合、それから東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合、これは清掃事務でございますが、この名称が変更後は「南部広域行政組合」に統合されますので、この規約の中からなくなるということです。南部広域にまとめられるということでございますので、下線の部分でこの東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合が「島尻消防組合」だけになると、この下の行ですが、中城北中城消防組合の次に、現行は糸満市・豊見城市清掃施設組合がございまして、変更後はこれから削除されているということでございます。以上が報告第2号 専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）の報告でございます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第2号 専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約）の報告については、これをもって終了します。

日程第26. 報告第3号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 宮城清政君 日程第26. 報告第3号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第3号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。平成30年度の事業計画書をお配りしてありますが、平成30年度の南風原支社においては、土地開発公社を活用しての事業計画はありませんので、お配りをしてあります事業計画書にも本町に係る事業計画用途別明細表への記載はないということをご報告いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

3月2日（第1号）

散会（午後3時09分）